

人閣議第二〇四号

起案

平成一年八月三日

決定	平成十年八月二十四日
上奏	平成十年八月二十四日
裁可	平成十年八月二十四日

施行

平成二年八月二十四日
平成 年 月 日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣参事官

五

陣内 國務大臣

陣

中川 國務大臣

其

関谷 國務大臣

海外出張不在

野呂田 國務大臣

五

高村 國務大臣

長

与謝野 國務大臣

其

野田毅 國務大臣

五

真鍋 國務大臣

五

宮澤 國務大臣

五

川崎 國務大臣

五

太田 國務大臣

五

柳沢 國務大臣

五

有馬 國務大臣

長

野田鷹 國務大臣

五

堺屋 國務大臣

五

宮下 國務大臣

五

甘利 國務大臣

五

野中 國務大臣

五

内閣法制局長官に任命する

津野

修

内閣

人事記録済
簿札記入済

安全保障会議幹事に任命する

外務事務次官 川島

裕

内閣法制局長官

大森

政輔

願に依り本官を免ずる

人閣議第 号
平成 年 月 日

衆議院議長 伊藤 宗一郎 }
参議院議長 斎藤 十郎 } あて(各通)

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

通 知

下記のとおり発令いたしました。

記

津 野 修
内閣法制局長官に任命する
大 森 政 輔
内閣法制局長官
願に依り本官を免ずる

(以上 8 月 2 4 日付)

四九	四六	四五	四四	四三	四二	三七	三六	三六	昭和三七	年				
七	四	三	七	七	七	四	九	九	三	月				
一七	二	一六	一	一〇	一	一	二九	一		日				
大蔵省主計局主計官補佐（防衛第一係主査）	日本貿易振興会フランクフルト・メッセ現地事務局長代理	同 国有財産総括課課長補佐	同 課長補佐	大蔵省理財局国有財産第二課課長補佐心得	国税庁行橋税務署長	大蔵省採用	司法試験第二次試験合格	国家公務員上級職（甲種・法律）試験合格	京大大学法学部卒業	履 歴	事 項	生 年 月 日	氏 名	
												昭和一三年一〇月二〇日	津野 修	つ の お さ む

			八	平成 四	六一	六一	六〇	五八	五三	五二	五二	年
			一	一二	七	二	六	七	七	一一	七	月
			一六	一八	二五	一	二五	二一	二〇	二八	四	日
			内閣法制次長	同 第一部長	同 第三部長	内閣法制局総務主幹	同 福岡財務支局長	大蔵省主税局税制第三課長	内閣法制局参事官（第三部）	大蔵省主計局主計官補佐（防衛第一係主査）	国税庁長官官房総務課課長補佐	履 歴 事 項

辭職願

內閣法制局長官

內閣總理大臣
小淵惠三
殿

略 歴 書

おおもりまさたけ
大 森 政 輔

昭和12年5月11日生

出身地 兵庫県

- | | | |
|----|----------|-----------------|
| 昭和 | 34.10.10 | 司法試験第2次試験合格 |
| | 35. 3. | 京都大学法学部卒業 |
| | 35. 4. 1 | 司法修習生 |
| | 37. 4.10 | 判事補（京都地方裁判所判事補） |
| | 47. 4.10 | 判事（岡山地方裁判所判事） |
| | 53. 4. 1 | 検事（東京地方検察庁検事） |
| | ” | 法務省民事局第二課長 |
| | 57. 4. 1 | 法務省民事局参事官 |
| | 58.11. 1 | 内閣法制局総務主幹 |
| | 60.11.19 | 内閣法制局第二部長 |
| 平成 | 元. 8.18 | 内閣法制局第一部長 |
| | 4.12.18 | 内閣法制次長 |
| | 8. 1.11 | 内閣法制局長官 |

閣安危第230号
平成11年8月19日

内閣総理大臣殿

内閣官房内閣安全保障・危機管理室長



安全保障会議幹事の発令について（上申）

標記について、下記のとおり発令願います。

記

外務事務次官

川島 裕

安全保障会議幹事に任命する

略 歴

かわしま ゆたか
川 島 裕
昭和 / 7年5月2日生

昭和	3.8.	9	外務公務員採用上級試験合格
	3.9.	3	東京大学法学部第二類中退
		4	外務省入省
	5.3.	7	在アメリカ合衆国日本国大使館 参事官
	5.6.	1	アジア局南東アジア第一課長
	5.8.	1	北米局北米第一課長
	6.0.	8	在連合王国日本国大使館 参事官
	6.1.	10	兼在ロンドン日本国総領事館 総領事
	6.3.	1	大臣官房人事課長
平成	2.	2	大臣官房外務参事官兼アジア局
		3	大臣官房審議官兼アジア局
	3.	1	兼北米局(免アジア局)
	4.	7	在大韓民国日本国大使館 公使
		10	特命全権公使 在大韓民国日本国大使館在勤
	6.	2	願に依り本官を免ずる
		"	外務事務官 アジア局長
	7.	8	総合外交政策局長
	9.	8	特命全権大使 イスラエル国駐節
	11.	8	願に依り本官を免ずる
		"	外務事務次官

安全保障會議設置法

昭和六十一年五月二十七日
法律第七十一号

(設置)

第一条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障會議（以下「會議」という。）を置く。

(内閣総理大臣の諮問等)

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、會議に諮らなければならない。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 防衛出動の可否
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、重大緊急事態（前項の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）が発生した場合において、必要があると認めるときは、当該重大緊急事態への対処措置について會議に諮るものとする。

3 前二項に定める場合のほか、會議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができるとする。

(組織)

第三条 會議は、議長及び第五条各号に掲げる議員で組織する。

(議長)

第四条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

(議員)

第五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣
- 二 外務大臣
- 三 大蔵大臣
- 四 内閣官房長官
- 五 国家公安委員会委員長
- 六 防衛庁長官
- 七 経済企画庁長官

(職務)

第六条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係國務大臣等の出席)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、関係の國務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第八条 會議の議事に関し必要な事項は、議長が會議の議を経て定める。

(事務)

第九条 會議に關する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどる。

(主任の大臣)

第十条 會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十一条 この法律に定めるものはか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

安全保障会議設置法施行令

昭和六十一年六月二十日
政令第二百二十一号

内閣は、安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

（幹事）

- 第一條 安全保障會議に幹事十人以内を置く。
- 2 幹事は、関係行政機關の職員のうちから、内閣が任命する。
 - 3 幹事は、安全保障會議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

（資料提供の要求等）

第一條 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機關の長に対し、資料又は情報
の提供及び説明その他必要な協力を求めることができる。

附則（抄）

- 1 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

